

核物質防護措置に係る審査基準（情報システムセキュリティ関係）の改正概要に対する事業者からの意見及びこれを踏まえた検討の進め方

令和 3 年 9 月 8 日
原子力規制庁

1. 経緯

令和 3 年 4 月 20 日の原子力規制委員会において、核物質防護措置のうち情報システムセキュリティに関する部分の審査基準の改正概要（以下「改正概要」という。）の内容及びこれを事業者に提示することについて了承頂いた。

同年 4 月 28 日にオンラインでの事業者連絡会を開催し、核セキュリティ部門から発電用原子炉設置者、再処理事業者及び特定原子力事業者（以下「事業者」という。）に対して改正概要の内容の説明を行い、質疑応答を行った。加えて、改正に伴い必要となる対策の完了時期についての意見がある場合は、5 月 28 日までに提出するよう依頼した。

その後、事業者より、対策の完了時期についての意見に加え、改正概要に対する各施設固有の実態等を踏まえた意見及び質問の提出があった。そのため、6 月 29 日にオンラインでの事業者連絡会を開催し、改正概要の内容について再度説明を行うとともに、改正概要では明確にしていなかった各施設固有の実態を踏まえた審査基準の適用の考え方について、核物質防護措置に係る審査基準（以下「審査基準」という。）の原子力規制委員会に諮る改正案の中で方針を明確にしたい旨を伝達した。

2. 改正概要に対する事業者からの意見等

事業者より提出された主な意見・質問は以下のとおり。

① 対策の完了時期に関するもの

- 審査基準の改正案で明らかになる要求内容によっては、設備の追加設置や調達先における作業等に時間を要する可能性があることから、このような場合は、経過措置期間の延長等を認めて欲しい。
- 機能要求がなく、サイバー攻撃を受けても原子炉施設の操作及び特定核燃料物質への影響がないと判断される情報システムは、機能要求が発生（再稼働）するまでに対策を実施することを容認して欲しい。
- 再稼働した施設については、定検中でないと実施できない対策があることから、これまでのバックフィット案件と同様に、経過措置を「施行後〇年以降に最初の定検を終了した日まで」として欲しい。（改正後の審査基準の施行後 1 年間といった経過措置では、運転中の原子炉を停止しなければ設備改造ができないため。）

② 審査基準の改正案において考慮し詳細を決定すべきもの

（詳細非公開）

3. 今後の対応

対策の完了時期については、審査基準の改正案に関する事業者からの意見聴取の際に、必要に応じて再度意見を提出してもらい、合理的な範囲で実現可能なものとなるよう検討したい。

また、各施設固有の実態を踏まえた意見のうち、複数の原子力施設に共通するものについては、同じセキュリティレベルの情報システムに求める措置と同等の措置を可能な限り審査基準に明記することとしたい。一方、単一の原子力施設のみに関するものについては、事業者にて評価を行い審査基準と同等の措置を行うようにするとともに、審査基準と同等の措置になっているか否かを核物質防護規定の変更認可申請の審査において確認することとしたい。

なお、各施設固有の実態を踏まえた意見に対する検討に時間を要するとともに、令和3年6月23日の原子力規制委員会において実用炉審査部門による審査基準改正案の確認※を行うこととしたことから、審査基準の改正スケジュールについては、原子力規制委員会における改正案の審議及び改正案に関する事業者からの意見聴取を年内に、改正案の決定及び施行を年度内に実施する目標とし、その後必要な手続を行うこととしたい。

※核物質防護措置に係る審査基準の改正案について、実用炉審査部門において、以下の観点から確認を行う。

- ① 防護対象とする情報システムの選定範囲が、セーフティの観点からみて必要な安全機能を確保するために十分な範囲になっているか。
- ② 情報システムに対する防護措置に係る要求が、セーフティに悪影響を与えることがないか。